

計画等の案の概要

|   |   |                 |                           |
|---|---|-----------------|---------------------------|
| 名 称   | 静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例の制定（案）                    |                 |                           |
| 公表するもの  | 静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例の制定（案）の概要                 |                 |                           |
| 県民意見の募集   | 有   | 有の場合は<br>その募集期間 | 令和6年12月23日(月)～令和7年1月9日(木) |
|   | 無   |                 |                           |
| 担当課等名   | 経済産業部農業局畜産振興課畜産振興班                              |                 | 電話番号 054-221-2095         |
| 総合計画における位置づけ  | 8-5 農林水産業の競争力の強化<br>(4) 市場と生産が結びついたマーケティング戦略の推進 |                 |                           |
| 審議会等の名称   | -   |                 |                           |
| <p>1 趣旨</p> <p>令和8年4月1日に「静岡県食肉センター（仮称）」の開場を予定しています。<br/>開場にあたり、「静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例」を制定することとします。<br/>この条例では、静岡県食肉センター（仮称）の設置の目的や開場日について定めることとします。</p>  |   |                 |                           |
| <p>2 骨子</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 設置目的<br/>食用に供する牛及び豚のと殺・解体の適正の確保及び食肉の流通の円滑化を図り、畜産業の発展に寄与することを目的とします。</p> <p>② 設置場所<br/>菊川市に設置します。</p> <p>③ 利用料金<br/>現在検討中です。</p> <p>④ 開場時間及び休場日<br/>原則として、開場時間は午前8時から午後4時50分までとし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月31日から翌年の1月3日までを休場日とします。<br/>ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができます。</p> <p>⑤ 指定管理者<br/>静岡県食肉センター（仮称）の管理に関する業務を法人その他の団体で知事が指定するものに行わせるものとします。</p> <p>(2) 施行期日<br/>令和8年4月1日を予定しています。</p> |   |                 |                           |